

## オピニオン

# 医行為としての病理診断：今日までの歩み

稻垣 宏\*

アメリカでは、1936年に病理専門医組織が発足し、今日まで診療科の一つとして確立されている。しかし我が国の医学において、病理学は長い間基礎医学として位置づけられており、当初より診療面での活動はあまり体系的に行われていなかつた<sup>1)</sup>。1978年に日本病理学会による認定病理医制度が発足し、その約10年後、病理学にとって画期的な判断が下された。すなわち、“病理診断は医行為”（厚労省での医事課長通達）であることが公に認められ、病理診断は医療施設で行うべきとなった（1989年）。1999年には日本病理学会は社団法人化され、2003年には認定病理医から名称変更となった「病理専門医」という名前で広告可能となった（2025年4月現在、病理専門医数は2,789名）。医師届出票において病理医が従事する診療科名は「その他」の項目の中の一つとして扱われていたが、2006年には診療科名「病理診断科」が追加された。

2008年は病理医にとって特記すべき年となつた。診療報酬点数表において、それまで第3部「検査」に含まれていた“病理診断”が、第13部「病理

診断」として独立し、医療費領収書に「病理診断料」などの項目が明記されるようになった<sup>2)</sup>。

同時に診療標榜科として「病理診断科」が認められ、病院に病理医が勤務していることを知らせることが出来るようになった。それ以後も病理診断に関連する診療報酬の改定が行われ、現在に至っている（表1）。「第3部検査（病理学的検査）」において項目数はわずか10項目であったが、2024年「第13部病理診断」では36項目と増加している。

現在、“病理診断”的文言が診療報酬点数表上に誕生してから18年が経過しているが、残念ながら多くの国民にとって「病理診断科」が診療科の一つであるとの認知度は十分とは言えない。また病理診断が“医行為”であるにも関わらず今日においても「病理検査」という文言が使われている。国民がより高度な医療が受けられることを目指して、病理医には国民、医療関係者、行政関係者からさらなる理解を得る努力が必要である。

### —Key words—

病理診断、医行為、診療報酬

\* Hiroshi Inagaki：知多厚生病院病理診断科 部長 / 名古屋市立大学名誉教授

表1 病理診断に関わる診療報酬関連事項などの変遷・改訂

年	診療報酬関連事項など	病理診断診療報酬点数など
1992以前	「病理」は第3部検査に含まれ、「病理診断」や「細胞診断」という文言はなかった。	
1994	病理学的検査が「第3部検査第2節」として分類された。また病理診断料と病理学的判断料が登場した。	病理診断 210点、以後漸増
2008	診療報酬 第13部「病理診断」の新設。「病理診断科」が単独で広告可能な診療科名として認められた。	病理診断 520点
2010	細胞診断料(240点)の新設。	組織診断 500点
2012	病理診断管理加算1(120点)、2(320点)の新設および医療機関間連携による病理診断の創設。	組織診断 400点 + 管理加算
2014	病理診断管理加算1、2請求できる医師要件が10年以上から7年以上の病理診断経験に改定。	組織診断 400点 + 管理加算
2016	保険医療機関間連携による病理診断の要件緩和。	組織診断 450点 + 管理加算
2018	・セルプロック法の病理標本作製への移動 ・PD-L1タンパク免疫染色 ・悪性腫瘍病理組織標本加算の新規収載	組織診断 450点 + 管理加算
2020	・セルプロック標本作製の適応疾患拡大 ・免疫染色4種抗体加算の適応疾患拡大 ・病理診断管理加算1、2の医師要件の見直し(7年以上、10年以上をそれぞれ5年以上、7年以上)	組織診断 450点 + 管理加算
2022	組織診断料の増点	組織診断 520点 + 管理加算
2024	BRAF V600E変異タンパク免疫染色が新規保険収載	組織診断 520点 + 管理加算

## 利益相反

本論文に関して開示すべき利益相反はない。

## 文献

- 1) 一般社団法人日本病理学会：日本病理学会の歴史。日本病理学会100周年記念誌 最近50年のあゆみ、2025年10月1日閲覧、<https://pathology.or.jp/jigyou/history/pdf/50years.pdf>
- 2) 日本病理学会：国民のためのよりよい病理診断に向けた行動指針2025(日本病理学会)、2025年10月1日閲覧、<https://www.pathology.or.jp/jigyou/guideline2025-20250422.pdf>